

岩手産業文化センター催事場及び会議場建築設備等定期点検業務委託仕様書

1 業務名

建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく岩手産業文化センター催事場及び会議場建築設備定期点検業務

2 業務場所 岩手県滝沢市砂込 389-20

3 対象施設 岩手産業文化センター（催事場及び会議場）

4 委託期間 契約日から 90 日間

5 業務内容 建築基準法 12 条第 2 項(施設外壁打診調査を除く)同条第 4 項(昇降機を除く。)の規定に基づく建築設備の定期報告業務の実施

6 目的及び対象部位

(1) 目的

建築設備について、下記に定める資格者による損傷、腐食その他の劣化の状況の定期点検を実施し、維持保全の適正化及び安全対策の強化を図ること。

(2) 対象部位（催事場及び会議場）

ア 建築物の敷地及び構造（建築基準法 12 条第 2 項）

(ア) 敷地・地盤

(イ) 屋上・屋根

(ウ) 建物内部

(エ) 避難施設等、非常用進入口 等

イ 建築設備（建築基準法 12 条第 4 項）

(ア) 換気設備

催事場 1 か所、会議場 2 か所

(イ) 排煙設備

催事場排煙機 2 基、排煙口 3 か所、会議場排煙機 1 基、排煙口 16 か所

(ウ) 非常用の照明設備

催事場 173 灯、会議場 149 灯 等

イ 防火設備（建築基準法 12 条第 4 項）

(ア) 防火戸

催事場 10 戸、会議場 4 戸

(イ) 防火シャッター

催事場 2 戸、会議場 1 戸 等

7 管理技術者

一級建築士とする。

8 実施者（資格者） ※点検・確認内容に応じた下記のいずれかの者

一級建築士、二級建築士、国土交通大臣が定める資格者、特殊建築物等調査資格者、建築設備検査資格者、防火設備検査資格者

9 実施方法

- (1) 「建築物点検マニュアル」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(最新版))の保全の基準対応表・点検マニュアルに基づいて実施すること。
- (2) 事前に点検予定表を作成し、指定管理者(岩手県ビル管理事業協同組合)と協議の上、許可を得てから実施すること。
- (3) 点検項目については、別添の様式を参考とし、施設が有する設備の点検を行うこと。また、点検に際しては指定管理者の立会で実施することとし、報告書により点検結果の報告を県と指定管理者に行うこと。
- (4) 別添の様式を使用して報告する場合、該当する部位や設備等がない項目については、斜線を記入し適用しないこと。
- (5) 事前に必要な図面及びその他の資料は、指定管理者に連絡を取り準備すること。

10 その他

- (1) 次に掲げる費用は、受託者の負担とする。
 - ア 点検に必要な工具類、測定器具及び消耗品
 - イ 受託者の責にきすべき施設、設備の破損及び汚損等の復旧
- (2) 本仕様書以外の事項については、協議して定めるものとする。